

令和4年教育委員会第2回定例会会議録

開会日時 令和4年2月8日 午前 10時00分

閉会日時 同上 午前 11時05分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 小花高子
同職務代理者 上原有美江
委 員 壺内 明
委 員 望月京子
委 員 日高芳一
委 員 青柳 豊

議場出席委員

・教育次長	安井喜一郎	・学校教育担当部長	菅谷 幸弘
・教育総務課長	鈴木 雄祐	・学校施設担当課長	森 孝行
・学務課長	山崎 淳	・指導室長	加藤 憲司
・教育情報担当課長	羽田 顕	・学校教育支援担当課長	大川 千章
・統括指導主事	木村 文彦	・地域教育課長	尾崎 隆夫
・放課後支援課長	高橋 裕之	・生涯学習課長	加納 清幸
・中央図書館長	尾形 保男		

書 記

・教育企画係長 大石 睦貴

開会宣言 教育長 小花高子 午前10時00分 開会を宣する。

署名委員 教育長 小花高子 委員 上原有美江 委員 壺内 明
以上の委員3名を指定する。

議事日程 別紙のとおり

開会時刻 10時00分

○**教育長** おはようございます。それでは、出席委員は定足数に達しておりますので、令和4年教育委員会第2回定例会を開会いたします。

本日の会議録の署名は私に加え、上原委員と壺内委員にお願いをいたします。

それでは、議事に入ります。本日は議案等が6件、報告事項等が2件でございます。

本日の議事の進行についてでございますが、議案第2号及び報告事項の2は関連のある案件のため、議案第2号を上程し併せて関連する報告事項2の説明をさせたいと思っております。

それでは議案第1号「令和4年度葛飾区一般会計予算（教育費）に関する意見聴取」を上程いたします。

教育総務課長。

○**教育総務課長** それでは議案第1号「令和4年度葛飾区一般会計予算（教育費）に関する意見聴取」についてご提出させていただきます。

「提案理由」でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づきまして、区長から意見を求められたものでございます。なお、本案から議案第6号まで理由については同様となりますので、ご説明は割愛させていただきたいと存じます。

別添予算案につきまして異議のない旨を区長に回答したいと考えてございます。

それでは、まず別添予算説明書の11ページをご覧くださいと思います。こちらは令和4年度一般会計当初予算の歳出総額でございまして、第8款「教育費」をご覧くださいますと263億1,173万5,000円ということで、今年度当初比較で32億37万円の増額というものでございます。

なお、予算説明書につきましては大変分量がございますので、以降、予算説明書の後ろに添付してございます「令和4年度当初主要事業概要（教育費）」で、かつしか教育プランの基本方針に沿った形で事業をまとめてございますので、そちらから新規拡大事業を中心に主な事業をご説明させていただきたいと存じます。

それでは、資料をご覧くださいと思います。まず1ページ目でございます。基本方針の1からは一番始めにございます「総合的な学力向上事業」でございます。こちらはICTの活用によります個別最適化した子どもの学びですとか、PDCAサイクルに基づいた教員の授業改善の取組などに加えまして、小学校の学習指導補助員の活用、中学校におけます全校共通の家庭学習の取組。また1人1台タブレット端末を活用いたしました自学自習の取組。それらを総合的に進めるもので、予算額は9,319万7,000円となっております。

続きましてその下、「体力向上のための取組」でございます。子どもが学校で運動する機会を増やします「かつしかっ子体力アッププログラム」の実施。さらに、小学校におきまして、外部

指導を活用し、運動の意欲を高める取組を実施するなど、予算額 418 万円としてございます。

続きまして、その下「屋内温水プールを活用した水泳指導の実施」でございます。今後は区立総合スポーツセンターや民間事業者の屋内温水プールを活用いたしました計画的な水泳指導の実施体制へ移行していくということございまして、4年度については、試行を含めて記載の12校が学校外の屋内温水プールを活用して水泳指導を実施する予定でございます。予算額はバスの借上料などを含めまして9,070万1,000円となっております。

ページをおめくりいただきまして、2ページでございます。基本方針2からは、一番上にあります「学校施設を活用した放課後子ども支援事業」で、学童保育クラブを各小学校内を中心に整備するなどの放課後支援に取り組むものでございます。4年度については、西小菅小学校内、白鳥小学校内への学童保育クラブ整備等に取り組みまして、予算額は1億3,251万3,000円となっております。

続きまして、そのページの一番下、「課外活動指導員」でございます。中学校の部活動指導につきまして、教育委員会では部活動地域指導者を配置するなど部活動の円滑な運営を支援しているところでございますが、4年度からは部活動顧問指導者を会計年度任用職員として任用することによりまして人材を確保し、さらなる部活動指導の充実を図るものでございます。

これらを含めまして、予算額は8,028万2,000円となっております。

続きまして3ページでございます。基本方針の3からは「学校施設の改築」でございます。適切な学習環境を確保できるよう学校改築を進めているところでございまして、4年度は引き続き、(1)、(2)に記載の各校で改築・改修を進めてまいりたいと考えております。

予算額は78億6,839万2,000円となっております。

その下でございます。「学校施設のバリアフリー化推進事業」で、学校施設のバリアフリー化の取組を進めるものでございますが、4年度については小学校9校、中学校4校に備品のスロープを購入するほか、小学校2校に車椅子使用者用トイレを設置してまいります。

予算額は1億6,185万5,000円となっております。

次に4ページでございます。「教育情報化推進事業」でございます。こちらは教育情報化の推進を図るものでございますが、4年度は教育委員会事務局内に教育情報アドバイザーを配置いたしまして、学校のICTの活用を推進するための学校への指導・助言ですとか、校内体制の強化等に取り組んでまいります。

また、下から2行目、(仮称)第2次かつしか教育情報化プランの策定に向けた準備を進めていくものでございまして、これらを含め予算額は17億7,444万円となっております。

続きまして、「かつしかグローバル人材育成事業」で、予算額は1億2,901万7,000円でございます。「英語によるコミュニケーション能力」の育成を計画的に行うということで、4年度からの新たな取組といたしまして、まずそのページの一番下に記載してございます(5)「小学生

英語体験プログラム」の実施でございます。こちらは小学校5・6年生を対象に、体験型英語学習施設を活用した英語体験プログラムを通しまして、5年生では英語への興味・関心を高め、6年生では英語の表現力を伸ばすものでございます。

また、(6)「中学生海外交流の実施」についても、新たな取組でございます。こちらは中学1年生を対象に、タブレット端末や大型提示装置等を活用してオンラインにより実際に現地とつながる体験交流を実施するものでございます。

続きまして、「発達障害の可能性のある子どもに対する重層的な支援体制の充実」でございます。現在、各校に特別支援教室を設けているわけですが、これらに加えまして4年度は、自閉症・情緒障害特別支援の固定学級について、清和小学校と立石中学校を加えまして、小学校2校、中学校2校で実施いたしますほか、小学校の特別支援教室におけますタブレット端末を活用した多層指導モデル、いわゆるデジタル版MIMの実施。また、そうしたお子さんとの関わりに困っている保護者向けのペアレントトレーニングを試行的に実施していくなど、これらを含めまして予算額9,868万3,000円となっております。

また二つ下でございます。「不登校対策プロジェクト」では、従来の取組に加えまして、校内適応教室を、4年度は新宿中学校と大道中学校に新たに開設するなど、これらを含めまして予算額5,387万円としてございます。

次、6ページでございます。一番上の「学校施設開放業務等の一部委託化」でございます。順次、学校施設開放業務の委託を導入しているのですが、4年度は、校庭を開放する遊び場開放、それから小学校6校で実施してございます学校施設の使用申請受付等を拡大してまいりたいと考えてございます。遊び場開放については9校増の18校。また、使用申請受付については2校増の4校を新たに委託したいと考えてございまして、予算額は8,081万9,000円としてございます。

続きまして二つ下でございます。「学校給食用食材の購入」でございます。こちらは、適切な栄養量の確保や食材価格の高騰に伴う給食用食材購入費の不足額について、保護者負担とせず、公費補助を増額して対応するものでございます。

予算額は増額分と合わせまして、1億9,555万2,000円となっております。

続きまして次のページでございます。基本方針4からは「学びの機会の充実」でございます。

区民のニーズに基づきました主体的な学びの機会を拡充するものでございまして、「学びの循環」ですとかICTを活用した学びの仕組みづくりを進めてまいります。

これらを含めまして予算額は900万円となっております。

続きまして、「文化財の保存及び活用」ということで、指定・登録文化財以外でも、地域で大切に守り伝えられている文化的資源を地域の文化遺産として活用し、地域の活性化を目的とした制度の運用を開始するなど、これらを含めまして予算額3,424万円となっております。

続きまして8ページの上から二つ目「トップアスリート支援事業」でございます。

認定いたしました「葛飾区トップアスリート」に活動費を支援するなど、区民がアスリートを応援していくための環境を構築するものでございまして、4年度はアスリートに対する活動支援費を増額してまいりたいと考えております。

予算額は690万円となっております。

最後でございます。「スポーツ施設の利用しやすい環境整備」ということで、4年度は奥戸総合スポーツセンターエイトホール・野球場改修工事及び少年野球場改修設計などに取り組むもので、予算額は5億6,695万5,000円となっております。

大変長くなりましたが、説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○**教育長** ただいまの説明について、ご質問・ご意見等ございますでしょうか。

壺内委員。

○**壺内委員** 予算編成では、学校やいろいろな教育施設も含め、皆さんご尽力いただきましてありがとうございます。

2ページ目ですが、「課外活動指導員」について。教員の働き方改革がこのコロナ禍によってちょっと中断しているかなと思うのですが、恐らくこれからまた、ますます働き方改革が進んでいくのかなと思うのです。

そういう中で、部活動に占める教員の時間が非常に多く、超過勤務になっているということでは、課外活動指導員の確保、そして予算の増額ということで大変うれしく思っております。そこで、教員に代わる指導者の確保というのは、これからどのようにして、できるだけ先生方の時間を削減しようということを計画しているのか、お話しいただければと思います。

○**教育長** 地域教育課長。

○**地域教育課長** 現在は、部活動顧問指導者についても有償ボランティアで行っていただいているところでございます。例えば部活動の大会ですとか引率の際に、今はボランティアなので基本的に引率は極力控えていただくようお願いしているのですが、会計年度任用職員として任用することによって、そういったところについても実施できるような体制を築いていきたいと考えております。

また、会計年度任用職員でございますけれども、今後、公募を前提として募集をしてまいりますので、さらに人材確保についても務めていけるのかなと考えております。

ただ、一方で地域指導者ということで技術指導者という方もいらっしゃるのですが、こちらは引き続き有償ボランティアとして地域の方々からできる方を探していきたいと考えているところでございます。

○**教育長** よろしいでしょうか。ほかにはいかがでしょうか。

青柳委員。

○**青柳委員** 今、壺内委員からもお話があった課外活動指導員の件なのですが、今後、各

中学校にどのぐらいの人数配分を考えていらっしゃるのかというのが一つ。

もう1点、8ページの最後、トップアスリート支援事業の経費について。葛飾区ゆかりのトップアスリートに対しての支援を増額していくとともに、認定したトップアスリートに様々な区の行事に参加していただくなどパートナー的な役割をしていくということで、予算を上げていただいているなと思っているのですけれども、子どもたちに葛飾区からこんなすごい選手が出たのだというのも、今後、みんなに分かるような形で広めていっていただけたらと思います。こういう活動は続けていくことが大事だと思うので、是非続けていっていただけたらうれしいなと感じております。

質問としては先ほどの部活動の指導員の今後の展望というのですか、どんな感じで考えていらっしゃるのかというのを教えていただけたらありがたいです。

○教育長 地域教育課長。

○地域教育課長 課外活動指導員の今後の展望でございます。具体的に全校全部活動に配置するという方針があるわけではないのですが、やはり教員の働き方改革等もございますので、学校の求めに応じて、できる限り必要な部署については配置していきたいと考えているところでございます。

現時点で、部活動顧問指導者は約30名で、技術指導者については150名程度配置している状況でございます。

○教育長 よろしいでしょうか。

○青柳委員 はい。どうもありがとうございました。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

上原委員。

○上原委員 総合的な学力向上事業の中で、ICTの活用は2年目になって、今度本格化するわけですね。今回、1人1台タブレット端末になって、外国にルーツのある子どもたちのお父さん、お母さんたちが、お知らせを母国の言葉で読めるということができるようになって、とても助かっているという話を聞いております。

もちろん子どもの成長が一番なのですが、そういう複合的なものでも結構使われているケースが多いのかなと、感想ですけれどもそういうふうに使っております。

今回2年目に当たって、どういうふうさらに深めていこうと考えていらっしゃるのか、ちょっと教えていただきたいと思っております。

○教育長 指導室長。

○指導室長 お話のとおり、今年度は初年度で、コロナ禍ということもあり、各学校は試行錯誤しながらも、学校訪問等をしていきますと、当初から考えていたいわゆる文具と同様に使いこなしていくような姿も発達段階に応じて見られ始めております。

ご質問の2年目以降ということですが、最初に取り組みやすいのがドリルだとか、そういったことだったのですが、来年度主になるところですと協働学習や子どもたち同士が主体的に学ぶためのツールの一つとして活用したり、例えばアプリでは様々意見を書いたり交流したりするようなものもあります。そういったものをもっと有効に使っていく中で、コロナ禍という厳しい状況の中であっても子どもたちの意見が交流されるような授業になるのかなと期待をしているところでございます。

○教育長 上原委員。

○上原委員 ICTは本当に多言語化できるのですごいいなと思うのです。例えば葛飾赤十字産院が、今、新宿に移りましたよね。新宿に移ってから、いわゆる日赤独自のアプリを作ったそうです。なぜそうなのかというと、いろいろな外国人の方たちがお産をされるといったときに、自国の言葉で読めるというのはすごくうれしいらしいです。それを見ただけで顔がパッと明るくなる。そういうことがあるというお話を聞いています。

特に葛飾区は、調べてみたところ、約4.8%の人が外国にルーツがある方たちが住んでいらっしゃる場所なので、2%が全国の平均が2%ですから、かなり多い。その中の約28%が新小岩と名の付く地域に住んでいるということを、調べていくといろいろなケースが出てきているのです。

その中の一つに、日本語がなかなかできない親御さんがいるのです。そういう方のお子さんのほうが日本語をよく話せるわけです。そうすると、その彼女、彼らがヤングケアラーみたいに、親御さんのことをやっているのです。私が聞いた話では、お母さんが病院に行くために早退させているということがあるのです。そういう子たちはいい子なのだけれども、心の中はすごくいろいろな不満もあれば、いろいろな思いもあるのです。そういう子たちに対しての配慮ですとか、思いを吐き出させてあげられるようなところ、例えば保健室の先生でもいいですし、クラス担任でもいいのです。総合的な学習の中でお話ししてしまいましたけれども、そういったことを今後、考えていかななくてはいけないのではないかなと思いました。

そういう事情で、例えば早退するとか、あるいは休んでしまうといったことを教育委員会では押さえているのか、どのくらいいらっしゃるかということをお調べしたりしていますでしょうか。

○教育長 学校教育支援担当課長。

○学校教育支援担当課長 今、お話にありました欠席の理由についてということなのですが、統計としてそれがヤングケアラーに当たるとか、そこまでの分析というのは、各校の観察の中でとどまっている状態ですので、数値化して表しているものというのは、現状ではない状況でございます。

ただ、今お話にあったように学校の中の養護教諭であるとか、スクールカウンセラーであるとかそういった専門家、あるいは先生方の中で相談体制を築くというのは今後ますます必要になっ

てくると考えてございます。

○教育長 上原委員。

○上原委員 本当に考えていただきたいと思うのです。ヤングケアラーは、ただ単に介護をするとか、病気のお父さん・お母さんの面倒みるというだけではなくて、そういう子どもたちでもある種のヤングケアラーみたいなのところがあるのです。実際に、親御さんだと保護者会に出ても全然分からないから、日本で育っている年上の兄が出てきているというケースもあると聞いています。そういったいろいろな形で、そういう子たちは苦労しているのだと思います。ただ、こういう子たちは、将来的にはすごくいい人材になる子たちなのだと思います。ですから、その辺の数値化はしていないかもしれないけれども、そういう実態があるということを教育委員会側でももっと知っていただいて、先生方にももっと知っていただいて、取り組んでいただきたいなと思います。

これは要望ですけれども、よろしく願いいたします。

○教育長 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

望月委員。

○望月委員 学校施設を活用した放課後子ども支援事業というのが出ていますけれども、4年度は西小菅小学校、白鳥小学校に学童保育クラブを整備していきますとなっています。現在小学校49校ですね。その中で、学校内に学童保育クラブが整備されているところというのはまず何校あるのかということ。それから、毎年大体幾つぐらい増やしていく予定なのか分ければ教えていただきたいと思っております。

○教育長 放課後支援課長。

○放課後支援課長 現状49校中31校について校内整備が完了しております。今年度は3校整備を進めておまして、令和4年度にはこちらに書いてある西小菅小学校、白鳥小学校の2校ということなのですけれども、前期実施計画の中では、毎年2校あるいは1校程度で校内整備を進めていく計画になってございます。

○教育長 望月委員。

○望月委員 ありがとうございます。やはり学校内にある学童保育クラブというのは子どもたちにとってもいいことだと思うのです。学校の近所の人たちにも目に見えていろいろなことが分かります。私も学校に近いので、子どもたちが朝登校していく姿から、帰る姿などを見かけます。ほぼ分かるような範囲で学童保育クラブがあるというのはとてもよいことだと思います。ただ、学校内にある学童保育クラブの中で足りているのか分ければ、教えていただければと思います。

○教育長 放課後支援課長。

○放課後支援課長 今、委員がおっしゃっていただいたように、まず学校内にあるということが

大原則ということで我々も進めております。もちろん学校外にある学童保育クラブもありますので、そういった学童保育クラブについては、今後、計画の中で引き続き校内整備をもちろん進めてまいりたいと思っております。

子どもたちの安全面を考えたときに、確かに校内にあるほうが親御さんも非常に安心できるという部分で今、進めておりますけれども、当然、学童保育クラブを希望されている子どもたちについて、学童保育クラブや余裕教室を活用した学童保育クラブ、あるいはわくわくチャレンジ広場であるとか、そういった様々な手法を用いてなるべく学校内の施設で完結できるような形で進めさせていただこうと思っております。

以上でございます。

○望月委員 ありがとうございます。

○教育長 ほかにはいかがでしょうか。

日高委員。

○日高委員 たくさんご意見が出されましたが、本当にそのとおりだと思います。ただ、私はこの4年度の当初予算、これは皆さんのご努力は大変大きかったのだと思います。これだけの予算を確保できて、しかも教育長をはじめ事務局の皆さんが学校現場をよく理解されて、そしてさらに伸ばしたいという、そういうものを見通しての予算設定だと、こんなふうに私は感じました。感謝を申し上げたいと思います。

中でも、この1ページの温水プールの活用。これにはいろいろな意見がまだあるのです。ですから、授業時数を十分確保できますということをどこかではっきり言う必要があると思います。その時間というのは、35週で計算できるものなのだけれども、現実には42週ぐらいあって、時間が余る。その余った時間というのを、学校は全部授業として設定しているのです。ですから、学校外のプールに行ったからといって、時間をそこで使ってしまって確保ができないということにはなりません。

これは教育委員会から、そういう確保は可能です、十分です、余剰の時間があるのですということをごきちんとしていただければありがたいなと思います。

ということで、早速12校が実施できるようになるということで、まずやっていく学校も慎重に、事故のないように安全に十分配慮して、ぜひお願いしたいと思います。

それから、進んでいるというのは、部活動の会計年度任用職員。この人たちが今度引率もできるようになりますと、新たな発想だと思うのです。これが公的に、その威力がはっきりできるものなのかどうなのかも含めて、運用でぜひ大事に扱っていただければありがたいです。素晴らしいことだと思いますので、こういうのをどんどんやっていただきたいと思います。

続けて全部言いますけれども、学校施設の改築については、葛飾区は本当に計画的です。しかも意図的に、継続的にやっているのです。まさに教育の原点と同じで、建物の建設等も、このよ

うに78億もの予算を確保しながらやっているというのに大変力強さを感じますし、学校現場の環境整備が一層進んでいくのだと思います。

それから、教育情報化推進事業について。指導室に教育情報アドバイザーを配置するという、本当に先取りをしたこういうやり方を考えていただいているのだということに力強さを感じます。ぜひ皆さんの力ですから、学校の状況をしっかり見据えて、応援していただくとありがたいと思います。

また学校もこれに応えなければいけないですから、このように予算化しましたということをはっきり伝えていただくことがありがたいと思いますので、その辺りもよろしくお願ひしたいと思います。

○**教育長** ご要望ということでよろしいでしょうか。

○**日高委員** はい。

○**教育長** ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第1号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** それでは、異議なしと認め、議案第1号について原案のとおり可決といたします。

次に議案第2号「令和3年度葛飾区一般会計補正予算(第9号・教育費)に関する意見聴取」を上程いたします。

また併せて、本件に関連する報告事項の2「東金町運動場多目的広場人工芝充填材入替工事について」の説明も併せてお願ひをします。

教育総務課長。

○**教育総務課長** それでは、議案第2号「令和3年度葛飾区一般会計補正予算(第9号・教育費)に関する意見聴取」でございます。

別添の予算案について異議のない旨を区長に回答してまいりたいと考えてございます。

それでは、補正予算書の9ページをご覧ください。まず歳入でございます。下から五つ目の項目でございます「指定寄附金」の2番「奨学資金積立基金寄附金」は19万9,000円の増額でございます。こちらは例年頂いてございます葛飾区合唱連盟からの寄附金20万円に対するものでございまして、科目存置以外の19万9,000円を増額するものでございます。

歳入については以上でございます。

続きまして、歳出でございます。12・13ページをご覧ください。まず第1項「教育総務費」の第2目「事務局費」は、13ページをご覧ください。1の「奨学資金貸付経費」で基金積立金が19万9,000円の増額ということで、ただいまご説明いたしました歳入に連動して、合唱連盟からの寄附金を奨学資金積立金に積み立てるものでございます。

続きまして、その下、同項同目2の「教育施設整備積立基金積立金」は30億円の増額でございます。今後の学校改築等の財源として、この時期に積み立てるものでございます。

続きまして、左側12ページ、ご覧いただきますと、同項の第4目「学校施設建設費」でございしますが、高砂小・中学校の改築などに係ります経費の財源更正ということで、補正額の財源内訳をご覧いただきますと、当初、特別区債で見込んでいた財源部分を一般財源で賄うものでございます。

続きまして、ページをお開きいただきまして14ページ、15ページをご覧いただければと思います。第2項「小学校費」の第1目「学校管理費」は、15ページをご覧いただきますと、1の「小学校維持管理経費」の「学校施設維持管理経費」は5,517万4,000円の減額でございます。こちらは小学校の体育館に設置いたしました冷暖房機器の借上料について、リース事業者に対して東京都から補助金が交付されたことに伴い、当初の契約額を減額する変更を行ったことで剰余金が発生したことなどによるものでございます。

続きまして、左側14ページでございます。同項第6目「学校施設建設費」は、小学校の改築等に係る経費の財源更正ということで、こちらも先ほどと同様、補正額の財源内訳をご覧いただきますと、特別区債で見込んでいた財源部分を一般財源で賄うものでございます。

続きまして、16ページ、17ページをご覧ください。第7項「社会体育費」の第1目「社会体育振興費」は、右側17ページをご覧いただきますと、1の「体育施設管理運営経費」の(1)「体育施設管理運営委託費」、3,500万円の減額というものでございます。指定管理者との年度協定締結に当たりまして、予算の積算時の減収見込み等を上方修正したことなどによって、予算残が生じていたものでございます。コロナの影響によりまして、協定締結時よりも収入の見込みが減じた場合など、補填を行う予定ではございますが、その補填分を差し引いても予算残が生じる見込みということで、その分を減額するものでございます。

その下、(2)の「運動場等改修経費」は1,960万円の増額ということで、こちらは気温の上昇により溶けてしまった東金町運動場の多目的広場の人工芝充填材を入れ替えるための経費でございます。なお、こちらについては令和4年度に限度額を2,950万円といたします債務負担行為を設定してございまして、1枚おめくりいただきますと、18ページに債務負担行為補正の表がございます。一番下にその旨を記載してございまして、ご確認いただければと存じます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○**教育長** 教育次長。

○**教育次長** それでは、今お話にございました東金町運動場多目的広場人工芝充填材入替工事についてご説明を申し上げます。

お手元の資料をご覧ください。昨年8月に、東金町運動場、区の一番東側にある運動場なのですけれども、その多目的広場、基本的にはサッカーなんかでよく使われている運動場でござい

ます。そこに人工芝を敷いてございます。そこが気温の上昇で、充填材の一部が溶けて固化してしまうという事象が発生しました。この溶けた充填材につきましては、靴底や服に付着してしまうことがございまして、今後の多目的広場の使用に支障が出るということでございますので、充填材を入れ替えたいと考えてございます。

施設の概要につきましては、記載のとおりでございます。工事期間につきましては、契約締結の日の翌日から令和4年8月31日までを予定してございます。

構造的には下にアスコンが敷いてあって、充填材があってその上に人工芝を植えるようになっているのですが、その中の充填材につきまして、平成30年11月に充填材を入れた際は、ゴムチップ充填材に発がん性が疑われる報道等があったため、樹脂チップ充填材を入れました。その後、平成31年3月に国立医薬品食品衛生研究所が発表した「人工芝グラウンド用ゴムチップの健康リスク評価に関する研究」、厚生労働省が補助した事業でございますけれども、そこで発がん性や刺激性を含む健康リスクに関する懸念は十分低いということが確認できたという報告がされてございますので、今回はゴムチップ充填材を使用し補修を行いたいと考えてございます。

予算措置につきましては、先ほどの補正予算案のとおりでございます。令和3年度で1,960万円、令和4年度で2,950万円、総額で4,910万円の予算を計上しているところでございます。

説明については以上でございます。

○**教育長** ただいまの補正予算等の説明について、ご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第2号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** 異議なしと認め、議案第2号について原案のとおり可決といたします。

次に、議案第3号「葛飾区公共施設等整備基金条例に関する意見聴取」を上程します。

学校施設担当課長。

○**学校施設担当課長** それでは、議案第3号「葛飾区公共施設等整備基金条例に関する意見聴取」についてをご説明いたします。

別添の条例案につきまして、異議のない旨を区長に回答したいと考えております。

1枚おめくりください。こちらが条例案でございます。内容につきましては、添付いたしました参考資料によりご説明させていただきますので、恐れ入りますが、もう1枚おめくりください。初めに1の「制定理由」でございます。区の公共用または公用に供する施設の整備、その他区の総合的な街づくりに要する資金に充てる基金の設置に当たり、「葛飾区公共施設等整備基金条例」を制定いたします。これに伴い、葛飾区教育施設整備積立基金の設置、管理及び処分に関する

る条例を廃止するというものでございます。

次に、2の「施行日」につきましては、令和4年4月1日でございます。

次に、3の「基金の引継ぎ」につきましては、葛飾区教育施設整備積立基金の設置、管理及び処分に関する条例に属しております現金及び有価証券は、この条例に基づく基金に属するものとするものでございます。

本件に関する説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○**教育長** ただいまの説明について、ご質問などございますでしょうか。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、異議なしと認め、議案第3号について、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第4号「葛飾区立東金町小学校外構整備工事請負契約締結に関する意見聴取」を上程いたします。

学校施設担当課長。

○**学校施設担当課長** それでは、議案第4号「葛飾区立東金町小学校外構整備工事請負契約締結に関する意見聴取」についてご説明いたします。

別添の契約締結案につきまして、異議のない旨を区長に回答したいと考えております。

1枚おめくりください。こちらが契約締結案でございます。内容につきましては、添付いたしました参考資料によりご説明させていただきますので、恐れ入りますがもう1枚おめくりいただき、参考資料と書かれている資料をご覧ください。

本件につきましては、現在改築を進めている葛飾区立東金町小学校について、外構整備工事請負契約を締結するものでございます。

1の「工事件名」は葛飾区立東金町小学校外構整備工事でございます。

2の「工事箇所」は葛飾区東金町一丁目33番1号。「契約金額」は2億5,168万円でございます。「契約の相手方」は葛飾区お花茶屋一丁目3番5号、永井建設株式会社でございます。

6の「工期」につきましては、契約締結の日の翌日から令和4年8月31日まででございます。

裏面をご覧ください。工事の概要につきましては、現在改築を進めている東金町小学校につきまして、新校舎建設は終了しております、本件では記載のとおり外構整備として校庭整備工事、附属棟建築工事及び防球ネット等設置工事を行うものでございます。

次ページに案内図を添付しておりますが、裏面の配置図をご覧ください。こちらの図面の塗りつぶしのないグラウンドなどが校庭整備工事。体育館倉庫棟と飼育小屋棟が附属棟建築工事箇所でございます。

本件に関する説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○**教育長** ただいまの説明について、ご質問などございますでしょうか。

青柳委員。

○青柳委員 ご説明ありがとうございます。基本的な質問になってしまうかもしれませんが、去年の秋口ぐらいに校舎の内覧会に行かせていただきまして、そのときに校庭などはまだまだだったのですけれども、今、工事契約の締結ということでお話を頂いたのですけれども、やはりこのぐらい時間はかかってしまうものなののでしょうか。

○教育長 学校施設担当課長。

○学校施設担当課長 仮設校舎がある場合ですと、仮設校舎を壊してから校庭整備ということもありますし、東金町小学校のように仮設校舎がなくても、まずは校舎を整備して、それから校庭等を整備するというのが一般的な流れとなっております、校庭整備も1年ぐらいはかかってしまうものです。

○青柳委員 分かりました。ありがとうございます。

○教育長 よろしいですか。ほかにはいかがでしょうか。

上原委員。

○上原委員 この間、子どもたちがグラウンドで遊ぶことはできるのですか。

○教育長 学校施設担当課長。

○学校施設担当課長 仮設校舎がある学校に関しましては体育館を使ったり、状況によってはほかの学校を借りたりという形をとりますが、東金町小学校に関しましては、先ほど申し上げましたとおり、仮設校舎等を整備しないと、グラウンドが結構広いので使える箇所がございますので、対応することができます。

○教育長 上原委員。

○上原委員 この東金町小学校の場所というのが、前の道路もすごく広がったので、そこを通る車が多くなって「こんなきれいな学校ができたんだ」と、結構見ている人が多いのです。そういった意味ではよきモデルになるかなという感じがします。

ただ、やはり工事は危ないですから、気をつけて児童の方たちがけがのないように、その辺のところだけはしっかりやっていたいただければいいのではないかなと思っております。

○教育長 ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第4号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第4号について原案のとおり可決といたします。

次に、議案等第5号「葛飾区小中一貫教育校高砂けやき学園葛飾区立高砂小学校・高砂中学校給食用厨房機器の買入れに関する意見聴取」を上程します。

学務課長。

○学務課長 それでは、議案第5号「葛飾区小中一貫教育校高砂けやき学園葛飾区立高砂小学

校・高砂中学校給食用厨房機器の買入れに関する意見聴取」について説明を申し上げます。

別添の契約締結案につきまして、異議のない旨を区長に回答いたしたいと考えてございます。

1枚おめくりいただきまして、2枚目に提出議案を添付してございます。内容につきましては、さらに1枚おめくりいただきまして3枚目の参考資料をご覧ください。

本件は高砂小学校・中学校の改築に合わせまして物品を買い入れるものでございます。

1の「買入れ物件」でございます。学校給食用厨房機器140点を購入いたします。この140点の内訳でございます。1枚おめくりいただきましてA4判横の別紙1「買入れ機器」をご覧ください。1ページから5ページまでございます。一番左側に記載の検収室、食品庫・物品庫、下処理室、調理室などの各部屋に食器食缶洗浄機、スチームコンベクションオーブン、真空冷却機など品名・台数として記載をしております140点の機器を購入いたします。

配置につきましては、最後に添付しておりますA3判横の別紙2「厨房機器配置図」のとおりでございます。

恐れ入ります。参考資料にお戻りくださいませ。2の「買入れの方法」は制限付一般競争入札による契約で、3の「買入れ金額」は8,030万円でございます。

4の「買入れの相手」は板橋区の有限会社BLASTでございます。

5の「納期」は令和5年3月31日でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○**教育長** ただいまの説明について、ご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第5号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** 異議なしと認め、議案第5号について原案のとおり可決といたします。

次に、議案等の第6号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」を上程いたします。

指導室長。

○**指導室長** それでは、議案第6号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」についてご説明をいたします。

別添の条例案について、異議のない旨を区長に回答する旨でございます。

1枚おめくりください。「提案理由」でございますが、不妊治療のための休暇、出生サポート休暇を新設する必要がありますので、本案を提出するものでございます。

1枚おめくりください。現行と右側に改正案の新旧対照表でご説明をさせていただきます。第17号第1項の各号中の公民権行使等休暇の次に出生サポート休暇を加えるものでございます。なお、この条例につきましては、令和4年4月1日より施行するものでございます。

ご説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○**教育長** ただいまの説明について、ご質問などございますでしょうか。

上原委員。

○**上原委員** 非常にいいことだと思います。先ほど言った働き方改革ではありませんけれども、こういうものをつくって休暇を取りやすくするということがいいと思います。

ただ、本当に取りやすくなっているのかどうか。ただつくっただけで、形だけで結局使う人がいなかったというのでは何にもならないので、こういうのができたということを広く、この場合は幼稚園だけですけれども、区役所の職員にもよく周知をしていただいて、本当に必要な人は必要のようにしっかりと使っていただくということが大切ではないかなと思いますので、ぜひとも実のある休暇にしていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○**教育長** ほかにご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第6号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** 異議なしと認め、議案第6号について原案のとおり可決といたします。

以上で議案等の6件を終わりといたします。

続きまして、報告事項等に入ります。報告事項等の1「令和4年度学校外の屋内温水プールを活用した水泳指導の実施について」の報告をお願いします。

学校施設担当課長。

○**学校施設担当課長** それでは、私から「令和4年度学校外の屋内温水プールを活用した水泳指導の実施について」をご説明いたします。

初めに1の「概要」でございます。今後の水泳指導の実施方法に関する方針の実施計画に基づきまして、令和4年度から区立小学校は区立総合スポーツセンターや民間事業者の屋内温水プールを活用した計画的な水泳指導の実施体制へと順次移行してまいります。

令和4年度は試行なども含め、区立学校12校において学校外の屋内温水プールを活用した水泳指導の実施を予定するものでございます。

次に、2の「令和4年度学校外の屋内温水プール実施予定校」でございます。1枚おめくりいただきまして別紙1をご覧ください。

こちらの表に記載の12校が、令和4年度に区立総合スポーツセンターや民間事業者の屋内温水プールで水泳指導を行う予定の区立学校でございます。改築校であります道上小学校と水元小学校のほか、改築校以外の学校として3の奥戸小学校から8の細田小学校までの6校が実施を予定しております。また9の四ツ木中学校はよつぎ小学校との一体型校舎の整備を検討するに当たり、学校プールの在り方についても検討していくため、1年間を通じての試行を行い、授業運営

全体に関する検討も行っていく予定でございます。10と11にあります二上小学校とよつぎ小学校につきましては、令和4年度は学校での水泳指導を行います。今後の改築を踏まえ、各学年1回ずつ学校外の屋内温水プールでの水泳指導の授業を試行として行い、実際の屋内温水プールでの水泳指導の授業を体験してもらうことを予定しています。12の西小菅小学校は今年度と同様に学校改築の工事に伴い屋内温水プールで水泳指導を実施する予定でございます。

各学校が利用する施設は記載のとおりでございますが、奥戸総合スポーツセンターから近距離の奥戸小学校を除き、バスでの移動を予定しております。

続きまして水泳指導の1日の流れをご説明いたします。1枚おめくりいただき別紙2をご覧ください。

こちらの表は上段が学校内の屋外プールでの水泳指導の例で、下段が学校外の屋内温水プールでの水泳指導の例の記載でございます。表の両脇に指導前・指導後とありますのは、水泳指導の際、教員・学校が行うべき事柄をまとめたものでございます。真ん中にありますのは、午前の1・2校時、3・4校時及び午後の5・6校時の水泳指導の時間割スケジュールの想定例でございます。先ほど日高委員からも学校の時間割の編成に関するお話を頂いたところではございますが、学習指導要領では各教科等の特質等に応じて創意工夫を生かした弾力的な時間割の編成に関する記載がされており、実際の時間割は各学校の状況に応じて弾力的に編成されてまいります。そして、学校での授業と同様に必要に応じて標準授業時数を上回る授業時数を調整時間として取り入れながら、60分程度のプールでの水泳指導の時間を確保してまいります。

1枚おめくりいただきまして、別紙の「授業時数の取扱いについて」の資料をご覧ください。こちらの表の1が学習指導要領に定めている学年別の標準授業時数。2が令和4年度における想定される総授業時数。3が令和4年度における学年別の標準授業時数を上回る授業時数でございます。

こちらの3の標準授業時数を上回る授業時数を活用し、学校では様々な行事などを行っております。先ほどもご説明しましたとおり、各学校の状況によりこちらの標準授業時数を上回る授業時数も活用しながら水泳指導の時間を確保してまいります。

本件に関する説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○**教育長** ただいまの報告について、ご質問等ございますでしょうか。

青柳委員。

○**青柳委員** 資料の「別紙2」についての質問なのですが、下の学校外プールの午前の②と午後①の最初のスタートの時間なのですが、全部8時20分からとなっているのですが、これは間違いではないですか。

○**教育長** 指導室長。

○**指導室長** 今、ご指摘のところでございますけれども、表の上段の学校内の屋外プールという

ことになりますと、例えば健康観察をして、着替えをして行くということが校内の中で出来ていますが、下段の屋内温水プールを使う場合については、まず朝に健康観察をするであろうという想定で入れております。ですので、午後の①でございますが、朝、健康観察はするけれども、プールに移動する時間というのはその後、時間が空くということになっております。当然、行く際にも観察等はされるべきだと考えております。

○青柳委員 分かりました。

○教育長 よろしいでしょうか。学校内の記載と学校外で使うときの記載の考え方がずれているかもしれません。

ほかにいかがでしょうか。

望月委員。

○望月委員 来年度、12校が学校外の施設を使ったプール指導になると予定されております。そのほかにもかなり老朽化しているプールもあると思います。そしてまた、夏の暑いときの熱中症対策等も含めて、保護者にとっても学校外の施設を利用した児童・生徒のほうが良いと思います。なるべく早く全ての学校で屋内の施設を利用したプール指導をしていただけたらいいなと個人的には思います。特に老朽化しているプールの学校などは、そういう部分も含めて早めに屋内温水プールを使っての水泳指導を進めていただけたらいいなと思います。よろしくお願いします。

○教育長 学校施設担当課長。

○学校施設担当課長 ありがとうございます。望月委員からおっしゃっていただいたところは、こちらとしましても十分に考えていかなければいけない内容でして、先般ご説明させていただきました計画でも、そういったことも踏まえて状況が整った学校から順次進めて、できる限り早く全ての小学校が屋内温水プールで計画的に水泳指導ができる体制をつくっていきたいと思いますので、そこはしっかりとこれからもやっていきたいと考えております。

○望月委員 よろしくお願いいたします。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で報告事項の1を終わりいたします。

以上で本日の議事は全て終了となりますけれども、その他何かご意見・ご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは以上で令和4年度教育委員会第2回定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉会時刻 11時05分